

各所属長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

学校に対する教材支援事業について（通知）

当互助会では、本県教育文化の向上に資する公益事業として、学校に対する教材支援事業を下記のとおり実施します。

記

- 1 対象校及び対象校数
埼玉県内の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園、県立大学のうち96校（予定）※応募多数の場合は抽選
- 2 教材支援の内容
10万円（消費税込）を限度として、1校につき年度内1回。
限度額を超える物品を購入し、その一部を負担することはできません。
- 3 対象となる物品
(1) 学校で使用する教材のうち以下の条件を満たすもの
イ 教材整備指針（文部科学省策定）に準ずるもの
ロ 長期（概ね3年以上）の使用に耐えうるもの
(2) 図書（雑誌は除く）及び学校図書館内で使用する物品

購入物品は原則1つとしていますが、1点が10万円に満たない場合、同一の物品を複数個、もしくは一緒に整備することが効果的な物品を組み合わせ、10万円まで購入可能です。

- 4 申込方法
裏面のとおり
- 5 申込締切日
令和8年5月29日（金）
- 6 その他
支援決定の連絡は**7月下旬の予定**ですので、その後、業者に納品を依頼してください。
納品後、**支援対象物品を使用している場面の写真を添付して電子申請フォームから実績報告を提出していただきます。**

担 当 福利課 互助福祉担当
電 話 048-830-6706

学校に対する教材支援事業の申込方法

- ① 支援を希望する物品を学校で決定後、計画書（様式第1号）を作成する。
- ② 購入予定物品が確認できる**資料（カタログ等）**を用意する。（スキャン等）
- ③ 業者から購入予定物品の**見積書**を徴取する。
 - ・ 見積書は**適格請求書（インボイス）発行事業者登録を行っている事業者**から徴収してください。
 - ・ 宛名は「**一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長**」にしてください。
 - ・ 支援が決定した場合、物品代金を請求書により互助会が業者に支払います。
 - ・ **支払いは物品納品後、請求書が学校から互助会に到着した後になりますので、事前に業者の了承を得てください。**
 - ・ 店頭での現金払いやクレジットカード払いなど請求書以外の方法では支払いできません。また、原則として互助会名の売掛登録等はできませんので御注意ください。
 - ・ 紙の見積書はスキャンして電子化してください。電子の見積書はそのまま添付してください。
- ④ 互助会指定の**チェックシート**を作成する。

上記4点（計画書、資料、見積書、チェックシート）を令和8年5月29日（金）までに互助会 HP より 電子申請フォーム で提出してください。

※ 申込み方法等の詳細については互助会ホームページを御確認ください。
(<https://gojo-saitama.jp/2139>)

学校に対する教材支援事業を御活用ください

ミシン



カホン



【支援対象教材の例】

ハードル、ミシン、図書、書画カメラ、顕微鏡、
テレビとスタンド、プロジェクターとスクリーン*

* 1点が10万円に満たない場合、一緒に整備することが効果的な物品を組み合わせて購入できます。